

新旧対照表

大阪国際がんセンター治験審査委員会標準手順書（平成30年3月15日改訂）

（注）アンダーラインを付した部分は、改訂部分である。

改訂後	改訂前
<p>(治験審査委員会の運営)</p> <p>第5条 治験審査委員会は、原則として月1回開催する。 <u>ただし、総長が必要と認めるとき、委員総数の過半数から要請があったとき、並びに被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性があり緊急的な審査が必要な場合</u>にあっては臨時に開催することができる。</p>	<p>(治験審査委員会の運営)</p> <p>第5条 治験審査委員会は、原則として月1回開催する。 但し、総長から緊急に意見を求められた場合には、随時委員会を開催することができる。</p>